



美星天文台：井原市美星町

第**138**期  
定時株主総会及び  
普通株主様による種類株主総会  
**招集ご通知**

日時：2021年6月29日（火曜日）  
午前10時

場所：岡山市北区番町2丁目3番4号  
株式会社 トマト銀行 本店

【お願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送又はインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
- ・昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。



株式会社トマト銀行

証券コード 8542

## 株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社は、前中期経営計画に基づき、6年前から実施している当社のビジネスモデル「本業支援」「最適提案」活動の深化に努めた結果、当社の安定的な発展の基盤となる事業者のご融資先数が過去最高となるなど、次なる成長に向けた礎を築くことができました。

本年4月からは、3カ年を計画期間とする新中期経営計画「第3次 みらい創生プラン」を策定いたしました。新中期経営計画では、経営ビジョン「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」の実現に向け、ビジネスモデルの真価の発揮によりお客さまの課題解決に取り組み、新型コロナウイルスの影響により変化する地域経済・産業の成長・発展に貢献することで、当社の持続的な成長を目指してまいります。

当社は本年11月に創立90周年を迎えることとなりました。ここまで長きにわたり当地で発展できましたのは、皆さまからのご愛顧の賜物であり、心より御礼申し上げます。  
株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月  
たか ぎ しょう ご  
取締役社長 高木晶悟

証券コード 8542  
2021年6月7日

株主各位

岡山市北区番町2丁目3番4号  
**株式会社トマト銀行**  
取締役社長 高木 晶 悟

## 第138期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の定時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、同議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、同条に基づく種類株主総会の決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2ページの「議決権行使のご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場所 岡山市北区番町2丁目3番4号  
株式会社 トマト銀行 本店

### 3. 目的事項 (定時株主総会)

- 報告事項
- 1 第138期（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  - 2 第138期（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役10名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

### (普通株主様による種類株主総会)

- 決議事項  
議 案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」並びに「株主資本等変動計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第138期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会  
開催日時

2021年6月29日（火）  
午前10時



## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2021年6月28日（月）  
午後5時45分到着分まで



## インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページを  
ご覧ください。



行使期限

2021年6月28日（月）  
午後5時45分受付分まで



## 代理人のご来場について

- (1) 株主ではない代理人又は同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
- (2) 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて、代理権を証明する書面が必要となります。  
なお、代理人による議決権行使は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

## 書面により行使された議決権の取扱いについて

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



# 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- 1** インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォンから、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- 4** 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ①インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル**

電話番号：

**0120-652-031**

(フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

- ②その他の株式事務（住所変更、保有株式数など）に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- (2) 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

**三井住友信託銀行株式会社  
証券代行部**

通話無料

**0120-782-031**

(受付時間 午前9時～午後5時  
(土日休日を除く))

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 添付書類

第138期（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）事業報告

## 1. 当社の現況に関する事項

## (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

## 〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務は、当社本店ほか支店60店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他付随業務を行い、高度化・多様化するお客さまニーズに即応する金融サービスの提供に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

## ＜クレジットカード業務＞

子会社のトマトカード株式会社は、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

## ＜リース業務＞

子会社のトマトリース株式会社は、産業機械等のリース業務を行っております。

## 〔金融経済環境〕

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じる中で、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果もあって、持ち直しの動きがみられましたが、全国的に感染症が再拡大し、企業活動に制限がかかるなど、収束の見通しが立たず厳しい状況にあります。

当面は対面型サービス消費を中心に下押し圧力が強い状況となるため、世界的に感染症の影響が収束するまでは不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、感染拡大防止策を講じる中で、各種政策の効果もあって持ち直しの動きがみられましたが、2021年5月に岡山県に対し緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続いており、当面は不透明な状況が続くものと思われまます。

金融面におきましては、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続されるなか、10年物国債金利は低位の推移が続きました。日経平均株価は、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念から期初には17,000円台まで下落した後、感染対策と経済活動の両立に向けた取り組みなどにより期末は29,000円台まで回復をいたしました。感染症が再び拡大しつつある中、今後の推移を注視する必要があります。

### 【企業集団の事業の経過及び成果】

当社は2018年度から中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」をスタートさせており、2020年度が計画最終年度となりました。重点目標として①ビジネスモデルの深化を通じた地域経済活性化への貢献および収益力の強化、②持続的・安定的な成長を支える確固たる経営基盤の確立、③全社員が活躍できる働き方改革の促進の3つを掲げ、お客さまに徹底的に寄り添い、当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」活動を更に深化することで、お客さま・地域・当社の持続的な成長・発展の実現を目指してまいりました。

このような計画のもと、コロナ禍において厳しい環境下に置かれているお客さまや地域経済を支えるため、当社グループを挙げて円滑な資金供給とコンサルティング機能の発揮等に努めました結果、当社グループの連結経営成績は以下のとおりとなりました。

当社グループの2021年3月末の預金残高は、流動性預金の増加を主因に、当期中に690億円増加して1兆2,031億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に851億円増加して1兆3,443億円となりました。貸出金残高は、中小企業向け貸出の増加を主因に、当期中に351億円増加して9,856億円となりました。有価証券残高は、受益証券の増加を主因に当期中に132億円増加して1,678億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、連結子会社のトマトリース株式会社の営業収益の増加等を主因に、前期比132百万円増収の22,580百万円、連結経常費用は、前期比139百万円減少の20,315百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比271百万円増益の2,264百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比148百万円増益の1,519百万円となりました。

なお、当期末の連結自己資本比率（バーゼルⅢ 国内基準）は8.37%であります。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が16,982百万円、経常利益が2,025百万円、リース業では経常収益が5,803百万円、経常利益260百万円、その他（クレジットカード業）では経常収益が286百万円、経常利益が23百万円となりました。

### 【企業集団の対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、超緩和的な金融政策の長期化による収益の下押し圧力や規制緩和による異業種の参入など、厳しい経営環境が見込まれるほか、足元では1年以上続くコロナ禍により地域経済への悪影響も顕在化してきており、大変厳しい状況となっております。当社は、このような大変な時こそ、お客さまに徹底的に寄り添い、しっかりと応援させていただくことで、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

当社は2021年4月から3カ年を計画期間とする新中期経営計画「第3次みらい創生プラン」をスタートさせました。新中期経営計画は、経営ビジョン「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」の実現に向けて、これまで真摯に取り組んできた当社のビジネスモデル「本業支援」「最適提案」活動の真価を発揮し、お客さまの課題解決に取り組み、新型コロナウイルスの影響により変化する地域経済・産業の成長・発展に貢献してまいります。今後も、創業の原点である相互扶助の精神に立ち、役職員一丸となってお客さまから一番に相談され、一番信頼される銀行を目指してまいります。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	19,006	18,369	22,447	22,580
経常利益	2,310	1,900	1,993	2,264
親会社株主に帰属する当期純利益	1,556	1,753	1,371	1,519
包括利益	2,046	958	△748	3,649
純資産額	50,085	50,413	48,914	51,811
総資産	1,312,071	1,270,186	1,211,128	1,301,346

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	1,123,623	1,139,508	1,134,261	1,203,289
定期性預金	578,434	556,994	517,194	473,112
その他	545,188	582,513	617,066	730,176
貸出金	979,082	987,873	954,711	989,753
個人向け	346,898	358,706	360,930	366,820
中小企業向け	357,706	371,187	363,021	394,362
その他	274,476	257,979	230,759	228,570
商品有価証券	162	155	234	101
有価証券	227,522	186,973	154,800	168,067
国債	111,135	72,441	38,863	37,594
その他	116,387	114,532	115,936	130,473
総資産	1,311,131	1,259,852	1,200,046	1,291,290
内国為替取扱高	3,646,201	3,571,985	3,626,439	3,409,967
外国為替取扱高	百万ドル 336	百万ドル 514	百万ドル 322	百万ドル 519
経常利益	2,287	1,831	1,745	2,031
当期純利益	1,541	1,282	1,219	1,379
1株当たり当期純利益	円 銭 118 86	円 銭 96 34	円 銭 90 86	円 銭 104 85

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	クレジットカード業
使用人数	790人	11人	5人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### ① 銀行業

営業所数

株式会社 トマト銀行：

	当 年 度 末	
岡 山 県	54	( うち出張所 - )
広 島 県	1	( - )
兵 庫 県	4	( - )
大 阪 府	1	( - )
東 京 都	1	( - )
計	61	( - )

(注) 上記の他、当年度末において店舗外現金自動設備を56か所設置しております。

トマトビジネス株式会社：本社（岡山県）

#### ② リース業

トマトリース株式会社：本社（岡山県）

#### ③ クレジットカード業

トマトカード株式会社：本社（岡山県）

### (5) 企業集団の設備投資の状況

#### ① 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	500
リ ー ス 業	-
クレジットカード業	-
合 計	500

#### ② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
(子会社) トマトビジネス 株式会社	岡山市北区番町 2丁目3番4号	当社の委託による営業 店の後方事務	10百万円	100.00%	—
トマトリース 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	リース業務	20百万円	100.00%	—
トマトカード 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	—

### 企業結合の成果

上記3社が連結対象子会社であります。

当期の連結経常収益は22,580百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,519百万円であります。

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、各コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
6. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において、中国地区の第二地銀協地銀の取り扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高木 晶 悟	取締役社長 (代表取締役) 監査部担当	中国総合信用株式会社 取締役	
中山 雅 司	常務取締役 営業本部長 秘書室担当		
福井 康 人	常務取締役 審査部、企業サポート部、 人事部担当		
坂手 計 之	常務取締役 マーケット本部長 総務部担当		
富田 洋 之	常務取締役 事務システム部、 リスク統括部、 経営企画部担当	トマトビジネス株式会社 代表取締役	
横井手 慎 也	取締役 監査部長		
延永 邦 彦	取締役 本店営業部長		
井上 正 樹	取締役 経営企画部長		
中 浩 二	取締役 コンサルティング営業部長 ビジネスサポートプラザ長		
小川 洋	取締役 (社外)	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士	
上岡 美 保 子	取締役 (社外)		
古武 卓 弥	常勤監査役		
吉岡 一 巳	監査役 (社外)	吉岡一巳税理士事務所 税理士	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
三宅 昇	監査役 (社外)		
奥田 哲 也	監査役 (社外)	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ 社外取締役	

- (注) 1. 取締役小川洋及び上岡美保子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役小川洋及び上岡美保子並びに監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年1月27日に指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月2日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

#### イ. 決定方針の内容の概要

##### 1.基本方針

取締役の報酬は「基本報酬（固定報酬）」と「非金銭報酬（株式報酬）」で構成します。個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責を踏まえた適正な水準とします。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬体系とします。

なお、社外取締役の報酬は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

##### 2.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

取締役の個人別の基本報酬額は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、株主総会で決議された額の範囲内で決定するものとします。

##### 3.非金銭報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

非金銭報酬である株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下本信託という）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度とします。

本制度における各取締役に付与されるポイント数は、株主総会で決議されたポイント数の範囲内で、役位等に応じたポイントを付与します。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

##### 4.基本報酬、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役の個人別の報酬等の割合については、株主総会で決議された額の範囲内で決定します。

なお、報酬等については、基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資する非金銭報酬の割合は、取締役の個人別の報酬等の額（全体）の2割以内とし、役位等に応じて決定します。

##### 5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等（基本報酬、株式報酬）の内容については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

#### ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

#### エ. 監査役の報酬につきましては、毎月の基本報酬のみとし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役の協議において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	11 名	189	165	16	7
監査役	4 名	24	24	—	—
計	15 名	214	190	16	7

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2020年6月26日開催の第137期定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として、基本報酬とは別枠で信託を用いた株式報酬制度を導入し、対象期間3年間において150百万円を上限として信託を設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名であります。
- なお、上記取締役の非金銭報酬等は、当事業年度に計上した役員株式報酬引当金繰入額16百万円であり、その内容は12ページ①イ3.に記載のとおりであります。
3. 上記取締役の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7百万円（取締役8名に対し7百万円）であります。
- なお、2015年6月に社外役員、2018年6月に監査役、2020年6月に取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2020年7月以降役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
4. 1991年6月27日開催の第108期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額15百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。
5. 1989年6月29日開催の第106期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小 川 洋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上 岡 美保子	
吉 岡 一 巳	
三 宅 昇	
奥 田 哲 也	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、トマト銀行グループの全役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小川 洋	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士
上岡 美保子	—
吉岡 一巳	吉岡一巳税理士事務所 税理士
三宅 昇	—
奥田 哲也	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティー 社外取締役

(注) 当社と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
小川 洋	7年9ヶ月	取締役会 18回中18回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地並びに金融機関の社外取締役・監査役の経験を活かし、取締役会において積極的に発言することで、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度開催の指名・報酬委員会8回中8回に出席し、積極的に発言を行っております。
上岡 美保子	7年9ヶ月	取締役会 18回中18回	独立行政法人日本貿易振興機構で培った海外事業などの高い専門知識及び経験と十分な社会的信用を備えており、取締役会において、生活者や女性の視点で積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の指名・報酬委員会8回中8回に出席し、積極的に発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
吉岡一巳	5年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	税理士として財務・会計に関する知見を有しており、高い専門的知識と長年の経験に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
三宅昇	5年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	地方行政に係る知識、見識のほか、組織のトップとしての経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
奥田哲也	2年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、企業法務やコンプライアンスの観点から、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16百万円	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	35,000千株
		第1回A種優先株式	7,000千株
		第2回A種優先株式	7,000千株
発行済株式の総数	普通株式	11,679千株	
	第1回A種優先株式	7,000千株	

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 普通株式の株式数には、自己株式(96,758株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,770名
	第1回A種優先株式	18名

### (3) 大株主

#### ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	718 <sup>千株</sup>	6.20%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	519	4.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	477	4.12
トマト銀行職員持株会	476	4.11
株式会社みずほ銀行	360	3.10
株式会社もみじ銀行	340	2.93
株式会社中国銀行	339	2.92
朝日生命保険相互会社	266	2.29
三井住友信託銀行株式会社	200	1.72
岡山県	198	1.70

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式(96,758株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また持ち株比率は自己株式を除いて算出しております。  
 3. 上記自己株式には、役員株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式92,400株は含めておりません。  
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

② 第1回A種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社もみじ銀行	1,000 <sup>千株</sup>	14.28%
株式会社中国銀行	1,000	14.28
朝日生命保険相互会社	1,000	14.28
株式会社あおぞら銀行	500	7.14
みずほリース株式会社	500	7.14
NECキャピタルソリューション株式会社	500	7.14
株式会社きらやか銀行	500	7.14
備前日生信用金庫	500	7.14
株式会社鳥取銀行	300	4.28
山佐株式会社	300	4.28

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員交付株式

該当事項はありません。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 宮田 八郎 指定有限責任社員 刀禰 哲朗	46 百万円	(注) 1、4

- (注) 1. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、48百万円であります。
4. 当社は、会計監査人に対して非監査業務として、収益認識基準に関する助言業務を委託しております。
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

<会計監査人の解任又は不再任の決定の方針>

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

# 第138期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	103,447	預金	1,203,289
現金預け	11,475	当座預金	48,478
現金預け	91,972	普通預金	661,527
買入金	895	貯蓄預金	4,032
商有品	101	通定定期預金	2,577
商有品	59	通定定期預金	466,587
商有品	42	その他預金	6,525
有価証券	168,067	譲渡の他の預金	13,560
有価証券	37,594	借入	3,387
有価証券	5,497	借入	19,423
有価証券	30,436	外債	23
有価証券	5,872	未払外債	5
有価証券	88,666	未払外債	17
貸出	989,753	未払他人負	7,912
貸出	4,343	未払法人費	491
貸出	26,545	未払受取	800
貸出	851,423	給付補填	427
貸出	107,441	融資	1
貸出	3,192	融資	452
貸出	3,161	融資	1,220
貸出	31	融資	24
貸出	11,307	融資	4,494
貸出	60	退職給付引当	753
貸出	1,401	役員株式報酬引当	16
貸出	3	睡眠預金払戻引当	19
貸出	3	偶発損失引当	89
貸出	481	再評価に係る繰延税金負債	513
貸出	9,360	支払承継	5,157
有形固定資産	12,534	<b>負債の部合計</b>	<b>1,240,587</b>
有形固定資産	3,220	(純資産の部)	
有形固定資産	7,350	資本剰余金	17,810
有形固定資産	1,225	資本準備金	16,140
有形固定資産	738	利益剰余金	16,140
有形固定資産	568	利益準備金	14,313
有形固定資産	179	その他利益剰余金	1,773
有形固定資産	302	不動産圧縮積立	12,540
有形固定資産	86	別途積立	171
繰延税金引当	1,073	繰越利益剰余金	3,547
繰延税金引当	5,157	繰越利益剰余金	8,821
繰延税金引当	△4,809	自己株式	△340
		株主資本合計	47,923
		その他有価証券評価差額金	2,109
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	671
		評価・換算差額等合計	2,779
		<b>純資産の部合計</b>	<b>50,703</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>1,291,290</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,291,290</b>

# 第138期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,997
受取利息	13,128
当利	11,774
配当	1,318
受取利息	△5
受取利息	37
受取利息	5
受取利息	3,104
手数料	794
手数料	2,310
手数料	134
手数料	3
手数料	130
手数料	0
手数料	629
手数料	148
手数料	265
手数料	215
経常費用	14,965
利息	406
利息	267
利息	1
利息	0
利息	0
利息	87
利息	49
利息	2,538
利息	151
利息	2,387
利息	93
利息	1
利息	92
利息	11,227
利息	700
利息	384
利息	11
利息	71
利息	19
利息	214
経常利益	2,031
特別利益	4
特別損失	53
特別損失	42
特別損失	11
特別損失	1,982
特別損失	558
特別損失	43
特別損失	602
特別損失	1,379

## (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	103,458	預 渡 性 預 金	1,203,148
買入金銭債権	895	借 用 金	3,387
商品有価証券	101	外 国 為 替	26,771
有 価 証 券	167,892	そ の 他 負 債	23
貸 出 金	985,601	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,594
外 国 為 替	3,192	役 員 株 式 報 酬 引 当 金	804
リース債権及びリース投資資産	10,409	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16
そ の 他 資 産	15,457	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	18
有 形 固 定 資 産	12,595	偶 発 損 失 引 当 金	19
建 物	3,220	繰 延 税 金 負 債	89
土 地	7,350	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	139
リ ー ス 資 産	413	支 払 承 諾	513
その他の有形固定資産	1,611	負 債 の 部 合 計	5,007
無 形 固 定 資 産	587		1,249,534
ソ フ ト ウ ェ ア	500	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	87	資 本 金	17,810
繰 延 税 金 資 産	1,171	資 本 剩 余 金	15,991
支 払 承 諾 見 返	5,007	利 益 剩 余 金	15,589
貸 倒 引 当 金	△5,025	自 己 株 式	△340
		株 主 資 本 合 計	49,050
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,109
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		土 地 再 評 価 差 額 金	671
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△19
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,760
		純 資 産 の 部 合 計	51,811
資 産 の 部 合 計	1,301,346	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,301,346

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		22,580
資金運用収益	13,055	
貸出金利息	11,759	
有価証券利息配当金	1,259	
コールローン利息及び買入手形利息	△5	
預け金利息	37	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	3,300	
その他の業務収益	5,594	
その他の経常収益	630	
償却債権取立益	148	
その他の経常収益	482	
経常費用		20,315
資金調達費用	432	
預金利息	267	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	69	
金利スワップ支払利息	87	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	2,572	
その他の業務経常費用	5,068	
その他の経常費用	11,493	
貸倒引当金繰入額	748	
その他の経常費用	418	
その他の経常費用	330	
経常特別利益		2,264
その他の特別利益	4	4
経常特別損失		53
固定資産処分損失	42	
減損	11	
税金等調整前当期純利益		2,216
法人税、住民税及び事業税	663	
法人税等調整額	32	
法人税等合計		696
当期純利益		1,519
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,519

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 ㊟  
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 刀禰 哲朗 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀禰 哲朗 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社トマト銀行 監査役会

常勤監査役 古 武 卓 弥 ㊟

監 査 役 吉 岡 一 巳 ㊟

監 査 役 三 宅 昇 ㊟

監 査 役 奥 田 哲 也 ㊟

(注) 監査役 吉岡一巳、監査役 三宅昇及び監査役 奥田哲也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質強化のため内部留保の充実を勘案し、安定した配当の継続を基本といたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

第138期期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円	総額	289,556,800円
当社優先株式 1株につき金12円50銭	総額	87,500,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

コロナ禍での資金需要の増加など、当社を取り巻く経営環境の変化に対応し、継続的に金融仲介機能を発揮していくため、又、中長期的な資本政策及び財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、A種優先株式に係る回号の追加を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (記載省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、35,000千株とし、普通株式および第1回A種優先株式、第2回A種優先株式 (以下、併せて「A種優先株式」といい、第1回ないし第2回A種優先株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は、それぞれ、35,000千株、7,000千株、7,000千株とする。</p> <p>第7条～第34条、附則第1条 (記載省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、35,000千株とし、普通株式および第1回A種優先株式、第2回A種優先株式、<u>第3回A種優先株式、第4回A種優先株式</u> (以下、併せて「A種優先株式」といい、第1回ないし第4回A種優先株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。) の発行可能種類株式総数は、それぞれ、35,000千株、7,000千株、<u>7,000千株、7,000千株</u>とする。</p> <p>第7条～第34条、附則第1条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（11名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位
1	たかぎしやうご 高木晶悟 <span>再任</span>	取締役社長
2	なかやままさし 中山雅司 <span>再任</span>	常務取締役
3	さかてかずゆき 坂手計之 <span>再任</span>	常務取締役
4	とみたひろゆき 富田洋之 <span>再任</span>	常務取締役
5	のぶながくにひこ 延永邦彦 <span>再任</span>	取締役
6	いのうえまさき 井上正樹 <span>再任</span>	取締役
7	なかこうじ 中浩二 <span>再任</span>	取締役
8	たなべなおやす 田部真康 <span>新任</span>	執行役員
9	おがわひろし 小川洋 <span>再任</span> <span>社外</span>	取締役
10	うえおかみほこ 上岡美保子 <span>再任</span> <span>社外</span>	取締役

(注) 各候補者の「地位」については、発送日時点の状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
1	<p>たかぎしやうご 高木 晶悟 1950年9月27日生</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 22年（本総会終結時）</p>	<p>1973年3月 入社 1996年6月 野田支店長 1998年6月 東京支店長兼東京事務所長 1999年6月 取締役 2005年6月 常務取締役 2006年6月 専務取締役 2012年4月 取締役副社長 2014年6月 取締役社長 (監査部担当) 現在に至る</p> <p>兼職： 中国総合信用株式会社 取締役</p>	株  24,280
<p>《取締役候補者とした理由》 当社入社以来、40年以上の豊富な業務経験と業務全般についての幅広い知見を持ち、経営管理を的確、公平かつ効率的に遂行することができる知識と十分な社会的信用を備えております。1999年から22年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び、取締役の業務執行の監督にあたっております。2006年から代表取締役として、2014年6月からは社長として、当社の経営をリードしております。今後も、地域経済の活性化に対する高い志と行動力を活かし、業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>なかやままさし 中山 雅司 1958年1月16日生</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 11年（本総会終結時）</p>	<p>1981年4月 入社 2004年2月 水島支店長 2005年6月 審査部審査役 2007年4月 総社支店長 2008年6月 執行役員倉敷支店長 2010年6月 取締役倉敷支店長 2011年6月 取締役本店営業部長 2013年6月 常務取締役 (営業本部長 秘書室担当) 現在に至る</p>	株  9,821
<p>《取締役候補者とした理由》 長年にわたり主要店舗の営業店長を務めた経験を基に当社の経営の根幹である営業部門のトップマネージャーとして、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2010年から11年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督にあたり、2013年からは常務取締役に昇任し経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
3	<p>さか て かず ゆき 坂手計之 1959年5月25日生</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 8年(本総会終結時)</p>	<p>1982年4月 入社 2006年11月 営業本部副部长兼営業支援室長 2007年2月 営業本部副部长 2008年6月 野田支店長 2010年2月 執行役員津山支店長 2013年6月 取締役倉敷支店長 2014年7月 取締役倉敷営業部長 2016年6月 取締役本店営業部長 2018年6月 取締役マーケット本部長 2019年6月 常務取締役 (マーケット本部長 総務部担当) 現在に至る</p>	株  6,863
	<p>《取締役候補者とした理由》                      営業店長としての実績・経験に加えて、営業部門等の本部の業務経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2013年から8年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的にあたり、2019年からは常務取締役に昇任し経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者としていたしました。</p>		
4	<p>とみ た ひろ ゆき 富田洋之 1960年5月14日生</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 6年(本総会終結時)</p>	<p>1984年4月 入社 2003年6月 東京支店次長 2003年10月 経営企画部次長 2008年6月 経営企画部戦略室長 2010年2月 野田支店長 2012年6月 執行役員児島支店長 2013年6月 執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2015年6月 取締役営業本部副本部長兼営業統括部長 2017年6月 取締役経営企画部長 2019年6月 常務取締役 (事務システム部、リスク統括部、経営企画部担当) 現在に至る</p> <p>兼職： トマトビジネス株式会社 代表取締役</p>	株  6,313
	<p>《取締役候補者とした理由》                      営業店長としての実績・経験に加えて、経営企画部門や営業部門等の本部業務の経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2015年から6年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的にあたり、2019年からは常務取締役に昇任し経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者としていたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
5	のぶ なが くに ひこ 延 永 邦 彦 1961年8月6日生 再任 取締役在任年数 3年（本総会終結時）	1984年4月 入社 2002年7月 福渡支店長 2003年10月 林野支店長 2006年2月 三門支店長 2008年6月 総社支店長 2009年10月 営業企画部長 2013年6月 執行役員津山支店長 2015年6月 執行役員岡山南営業部長 2018年6月 取締役本店営業部長 現在に至る	株  3,394
《取締役候補者とした理由》 営業店長としての実績・経験に加えて、営業部門等の本部業務の経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2018年から3年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的にあたり、経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者いたしました。			
6	いの うえ まさ き 井 上 正 樹 1967年8月8日生 再任 取締役在任年数 2年（本総会終結時）	1990年4月 入社 2010年4月 片上支店長 2011年9月 赤磐支店開設支店長 2012年10月 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 2015年6月 西大寺支店長 2016年6月 執行役員西大寺支店長 2017年6月 執行役員営業統括部長 2019年6月 取締役経営企画部長 現在に至る	株  3,088
《取締役候補者とした理由》 営業店長としての実績・経験に加えて、経営企画部門や営業部門等の本部業務の経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2019年から2年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的にあたり、経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
7	<p>なか こう じ 中 浩 二 1961年6月8日生</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 2年（本総会終結時）</p>	<p>1985年4月 入社 2001年6月 水島支店次長 2002年7月 岡山駅前支店長 2004年6月 青江支店長 2006年11月 西大寺支店長 2010年6月 営業支援部長 2013年6月 執行役員第1エリア長 2017年6月 執行役員コンサルティング営業部長 2019年6月 取締役コンサルティング営業部長 2020年12月 取締役コンサルティング営業部長 兼ビジネスサポートプラザ長 現在に至る</p>	株  3,588
<p>《取締役候補者とした理由》                      営業店長としての実績・経験に加えて、営業部門等の本部業務の経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2019年から2年間にわたり取締役として、業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的にあたり、経営を支えております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			
8	<p>た なべ なお やす 田 部 真 康 1964年1月2日生</p> <p>新任</p>	<p>1991年12月 入社 2010年4月 人事総務部調査役 2010年6月 林野支店長 2012年6月 福山支店長 2014年6月 秘書室調査役 2014年10月 秘書室長 2017年6月 西大寺支店長 2018年6月 執行役員西大寺支店長 2019年6月 執行役員倉敷営業部長 現在に至る</p>	株  2,563
<p>《取締役候補者とした理由》                      営業店長としての実績・経験に加えて、人事部、秘書室などの本部業務の経験も豊富で、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。2018年から3年間にわたり執行役員として、その責務と職責を適切に果たしております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
9	<p style="text-align: center;">お がわ ひろし 小 川 洋 1951年10月8日生</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数 8年（本総会終結時）</p>	<p>1976年 4月 監査法人第一監査事務所(現E Y 新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>1986年 5月 税理士小川洋事務所(現職)</p> <p>1999年 4月 岡山県包括外部監査人</p> <p>2006年 7月 公認会計士小川洋事務所(現職)</p> <p>2006年 7月 近畿大阪銀行(現関西みらい銀行) 社外取締役</p> <p>2011年 6月 近畿大阪銀行(同上)監査役(非常 勤)</p> <p>2013年 3月 近畿大阪銀行(同上)監査役(非常 勤)退任</p> <p>2013年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>兼職： 公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士</p>	株       14,568
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》</p> <p>公認会計士及び税理士としての豊富な税務・財務知識及び経験と十分な社会的信用を備えて おります。また、金融機関の社外取締役・監査役の経験を活かして取締役会において積極的に 発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。今後も、当社の経 営管理を遂行していくことが期待できることから、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって8年になります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
10	<p>うえ おか みほ こ 上岡美保子 1950年7月3日生</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span></p> <p>取締役在任年数 8年（本総会終結時）</p>	<p>1973年4月 特殊法人日本貿易振興会（現独立 行政法人日本貿易振興機構）入会</p> <p>1998年4月 特殊法人日本貿易振興会（同上）岡 山貿易情報センター所長</p> <p>2008年7月 独立行政法人日本貿易振興機構ス トックホルム事務所所長</p> <p>2011年7月 独立行政法人日本貿易振興機構退 職</p> <p>2012年4月 就実大学非常勤講師</p> <p>2013年2月 就実大学特任教授</p> <p>2013年6月 当社取締役</p> <p>2016年4月 国立大学法人岡山大学監事 現在に至る</p>	株    5,688
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》</p> <p>独立行政法人日本貿易振興機構で培った海外業務などの高い専門知識及び経験と十分な社会的信用を備えております。取締役会において、生活者や女性の視点で積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって8年になります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川洋及び上岡美保子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、小川洋及び上岡美保子の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き契約を継続いたします。
4. 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年2月更新の予定であります。再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ・填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。



## 種類株主総会参考書類

### 議 案 定款一部変更の件

株主総会参考書類30頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上





